

国立研究開発法人物質・材料研究機構

会議・委員会規程

平成18年3月28日

18規程第49号

改正：平成23年 4月27日 23規程第13号

改正：平成27年 3月24日 27規程第 8号

改正：平成28年 4月26日 28規程第85号

改正：平成28年 6月15日 28規程第107号

改正：平成30年12月25日 30規程第52号

改正：令和5年 2月28日 2023規程第 1号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）の会議及び委員会について定めることを目的とする。

(理事会議)

第2条 機構に、経営に関する重要事項を審議するため、理事会議を置く。

2 理事会議の運営については、別に定める。

(役員等会議)

第3条 機構に、経営に関する重要事項その他必要と認める事項を審議するため、役員等会議を置く。

2 前項に定める事項のうち経営に関する重要事項は、役員等会議での審議の後、理事会議に諮るものとする。

3 役員等会議の運営については、別に定める。

(運営会議)

第4条 機構に、業務の執行に関する重要事項を審議及び議論し、又は周知及び報告するため、運営会議を置く。

2 運営会議の運営については、別に定める。

(センター等運営会議)

第5条 国立研究開発法人物質・材料研究機構組織規程（令和5年2月28日 2023規程第7号。以下「組織規程」という。）第3条に定める組織に、センター運営会議又は部門運営会議（以下「センター等運営会議」という。）を置く。

- 2 センター等運営会議は、運営会議等における付議事項等の組織内への伝達その他の業務執行に係る情報の周知並びに組織内の意見の交換及び集約等を目的として開催する。
- 3 センター等運営会議の開催頻度は、センター長又は部門長の定めるところによる。ただし、一月に一回以上の開催を原則とする。
- 4 センター等運営会議の構成員は、各センターにおいてはグループリーダー、チームリーダー及び上席研究員以上の職員とし、各部門においてはユニットリーダー及び室長以上の職員とする。ただし、センター長又は部門長が認める場合には、その他の職員等も出席することができる。
- 5 センター等運営会議の事務は、各センター又は各部門において行う。
- 6 第1項から前項までに定めるもののほか、その他センター等運営会議に関し必要な事項は、センター長又は部門長が定める。
- 7 第1項の規定にかかわらず、組織規程第3条第2項に定める直轄室においては、業務執行に係る情報の周知並びに組織内の意見の交換及び集約等に努めるものとする。

(委員会等)

第6条 機構に、業務上の必要事項について審議するため、委員会等の会議を置くことができる。

- 2 委員会等の委員は、理事長が指名又は委嘱する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月27日 23規程第13号)

この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月24日 27規程第8号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月26日 28規程第85号)

この規程は、平成28年4月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年6月15日 28規程第107号)

この規程は、平成28年6月15日から施行する。

附 則 (平成30年12月25日 30規程第52号)

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月28日 2023規程第1号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。